

東京帝國大學經濟學部內 東亞經濟研究所

年四回(二月、五月、十二月)發行

東亞經濟叢論

第壹卷 第貳號

昭和十六年五月

フランスの對支經濟進出の回顧……………	經濟學博士 高垣寅次郎
重慶政府の戰時金融集權政策……………	十龜盛次
法家の經濟思想……………	經濟學士 穗積文雄
江海關通貨の推移……………	商學士 大谷孝太郎
東亞社會政策の理念……………	經濟學士 出口勇藏
日清戰爭に於ける清朝の財政政策……………	經濟學士 柏井象雄
支那紡績勞働請負制度の様式……………	經濟學士 岡部利良
支那論 <small>における</small> ケネーとモンテスキュー……………	經濟學士 河野健二
支那銀行制度の調整……………	經濟學士 徳永清行
東亞經濟圈に於ける米生産の發展……………	經濟學士 大上末廣
東亞廣域經濟の爲替政策……………	經濟學博士 谷口吉彦

(禁轉載)

書肆 有斐閣 發賣

支那銀行制度の調整

——幣制改革より事變前後の動向を繞つて——

德 永 清 行

一 銀行制度の不備

支那の銀行系統には分業的名稱は存するものがあるけれども、これが實效は擧げなかつたからして、銀行制度についての缺陷が指摘されて居り、ここに矯正の重點を求めて、金融機構の有機的活動を促進せしめんとする意向が當然發生したわけである。即ち先づ所謂中央銀行をして「銀行之銀行」として「綜攬中樞、調度四方」の分配收送の任務を執らしめ、硬塞偏向の虞をなからしめんとするの要請がある。支那現存の中央銀行は既に國庫代理と發行統一の特權を獲得するを以て、¹⁾これに強化補整を加へて、全力を集中し、再割引制度の擴大により、各銀行、錢莊に遍く通融の餘地を與え、堅實なる後盾たらしめんとするものであり、中央銀行の業務と一般銀行の業務との混淆摩擦を解消せしめんとするものである。中央銀行と一般銀行との分野截然とし、各種銀行は夫々の立場を守り、相互の競合を制し、相互の合作をなすべく、宜しく集中して散漫たることなく、宜しく分業して

1) 參照、民國十六年十月二十五日國民政府公布中央銀行條例，十月二十九日公布中央銀行章程。

紛争することなく、分業合作を得て支那銀行の全面的進展の正途たらしめんとする要請これである。

現實の支那中央銀行たるべき存在は「綜攬中樞、萬流景仰」たるの地位を確保し得たるものではなく、業務實態は軟弱であり、組織系統は爾餘の銀行の發展を幫助し得るものではあり得なかつた。中央銀行と銀行制度との關係について吳承禧の語る所は次の如きものである。

如何なる制度にあつても、若し中心的基础に缺乏するならば、當該制度は何としても完整にして緊密なるものではあり得ないと前提して、支那の銀行制度は紊亂してはゐるが、それは一個の制度を持つとせば、まさに健全なる中央銀行に缺乏してゐるからである。その理由とする所は現在の支那の中央銀行は實力並に作用上、一つの眞正なる中央銀行なりと稱される資格を持つてゐないからであるといふてゐる。

かくて列項的に指示せる要點は、第一には、その歴史が短きこと、第二には、その資力が甚だ薄きこと、第三には中央銀行として獲得すべき特權が未だ完全に取得されてゐないこと、第四には、國內政治の不安と不統一に因り、中央銀行は常に財政上の牽制を受け、依つて以て自行信用の確立を容易とし得ざることこれである。

然らば支那の中央銀行の存在虚弱なるの事實は如何なる結果に終始してゐるかを吳氏の列擧する所により簡潔に掲げて見る。第一には、中央銀行の實力が未だ甚だ薄弱なるに因り、市面上、一般金融の緩急には調劑なく、控制がない。ここに支那金融を紊亂不安ならしめし第一の主要原因がある。第二には、支那に有力なる中央銀行の存在しなかつたために、一般銀行の準備金は下に分散して、上に集中しないから、その結果として金融統制に甚だ不利となる。ここに支那金融の紊亂逆立の第二の主要原因がある。第三には、中央銀行が不健全なるに因

り、手形の再割引が當然實現しない。第四には、中央銀行に各銀行の準備が集中しないから、各行の手形交換に各行の割引貸付に振替決済を可能とならしめない。かくの如きは健全なる中央銀行の缺如と支那金融制度の紊亂の因果關係を闡明ならしむるものであると解説したのである。³⁾

支那の銀行制度は極めて散漫であるといはれてゐるが、これは形式的には、各別に特殊使命を負へるが如き名義上の存在はあつたけれども、實質的には、總て一種の商業銀行の性質を帯び「商業銀行化」してしまひ、短期商業預金の一途に競趨したためである。完整せる銀行制度を構成すべき各種銀行が完全性を具備して居らず、均衡的發展がなかつたからして銀行制度が確立し得なかつたとして痛感されたものである。⁴⁾

民國二十四年國民政府はその幣制改革に當つて、金融機構の全面的調整の意圖を明言する所があつた。それは中央銀行についていへば中央準備銀行への改組、延て中央儲備銀行たらしめんとする議は定まりたるも、遂に實行には至らざるままに今次の支那事變となつたものであるが、この幣制改革の前因後果としての支那銀行制度への措置は支那金融貨幣側面における劃期的段階をなすものとなつた。

二 幣制改革前の要請

支那における中央銀行の濫觴は前清末季に遡らなくてはならぬが、中央銀行なる名稱が現實の銀行に使用せられたるは民國十三年孫文によつて廣東政府の中央銀行が設立されたるに始まる。十五年には北伐の軍興り、武漢を征して、漢口に中央銀行が設立されたのであるが、この廣州、漢口の中央銀行はその名稱を冠せしにとどまり、

3) 吳承禧, 中國的銀行, pp. 133—135.

4) 前掲, 中國的銀行, pp. 131—132.

その實態を具備せしものではなく、軍興に伴ふ軍費支辨以上に出でたるものではなかつた。

民國十六年十月二十五日國民政府より公布されたる中央銀行條例、同月二十九日公布の中央銀行章程は、特定國家銀行としての中央銀行に關する意向を表明したものであり、若干の變遷を経て十七年十一月一日上海において中央銀行が設立されるに至つた。上海中央銀行は國內最高の金融機關たるべき色彩を濃厚にし、殊に發券の集中、國庫の經理の二業務においてその著しきものを示したものである。この時に當つては、從來の中國銀行と交通銀行との立場を明確にせんとするの意圖も一應表現されて、中國銀行は國際爲替銀行として、交通銀行は實業發展銀行として、それぞれの進路を求むべき特許銀行に變改されたのである。

爾後における上海中央銀行は、宋子文總裁を迎へ、若干の變遷を経て孔祥熙總裁の繼任あり、銀行組織にも多少の改廢を行ふ所があつたが、この時期においては注意に値する中央銀行についての建議が提出されたものがある。ケメライ委員會（甘末爾設計委員會或は甘默勤顧問團、E. W. Kemmerer, President of the Commission of Financial Experts）の報告書における中央準備銀行（the Central Reserve Bank of China）の計劃これである。ケメライ委員會一行は民國十八年（一九二九年）歸任し、本案は同年提出されたものであるが、發表されたのは十九年三月三十日であつた。⁵⁾ 中央準備銀行計劃内容の詳細については別個の報告書となつて居り、それは未發表のものなる由であるが、ケメライ報告書は始めて中央準備銀行なる名稱を取上げたものの如くである。⁶⁾

降つて民國二十四年春の金融統制に當つては既存の中央銀行は中國、交通銀行と共に相互に關聯一致の態度を採つてゐるが、上海中央銀行については中央銀行法が同年五月二十三日公布され、資本を一億元とする國庫支辨

5) National Government of The Republic of China, Commission of Financial Expert, Project of Law for the Gradual Introduction of a Gold-Standard Currency System in China together with a Report in support thereof, 1929, p. 42, p. 63 and p. 145.

となり、特權業務、就中兌換券についての強化策が講ぜられたのである。同年十一月三日支那は新貨幣につき財政部布告を發したのであり、それによれば時の南京政府は中央銀行、中國銀行、交通銀行の發行券を所謂法幣（中國農民銀行は後日參加）となし、紙幣の發行權統一に乘出すこととなつた。この幣制改革斷行に際しての財政部布告並に孔祥熙財政部長聲明において中央銀行の改組、それは中央準備銀行として強化せんとする旨を述べ、幣制改革の二年後に發行獨占權を享有せしめんと期する所を明示した。

この中央銀行改組に關しては民國二十六年（一九三七年）三月二十四日、中政會を通過した「中央準備銀行法案」が孔祥熙財政部長の主張により「準備」を「儲備」と改名され「中央儲備銀行法案」となつたものであつて、ここに中央準備銀行なる名稱を得たわけであるが、これが實在は未だ現れざるままに今次の事變となつたことは既述した所である。

顧みれば、民國十三年孫文によつて中央銀行なる名稱が支那の貨幣金融史上に取上げられ、南京に建都せしにおいては民國十七年上海に中央銀行總行が設立された。爾來中央銀行については民國十八年ケメライによる中央準備銀行、民國二十六年孔祥熙による中央儲備銀行が取上げられたものであるが、後半の経過は未だその改組案の實現せしものではなく、名稱としての進展にとどまつた。

幣制改革後のいはば恐慌脱出に引續く非常時體制整備の緊急措置におけるものは後顯に譲り、一應、幣制改革前におけるものは既述の如く、中央銀行に關する動向において支那の銀行役割が停滞して居り、その銀行系統が紊亂して居たことの一斑を識るを得る。即ち中央銀行を中心とする銀行制度の不確立により、事態は收拾、補綴

6) 宮下忠雄, 支那貨幣制度論, p.71. 崔曉岑, 中央銀行論, pp.257—258.

これざるままに推移したのであり、中央銀行を中樞として一般銀行との縦の系統整はず、特殊銀行と協力すべき横の配列備はらず、各銀行は滔々として商業銀行化の一途を辿つたものであつた。これが矯正意見として中心組織の缺乏による銀行制度の混亂を全面的原因とするものにあつては、その弊を組織の缺乏に求め、その能力の缺乏に歸せずとの見解もある。競争を合作たらしめ、紛争を分工たらしめんとする合作分工の所説は本來の散漫状態を組織の確立により集中實績を擧げんとするものであつた。

組織が有機的に結成されず、或は能力が組織を系統づけるに至らずに終始したるかについては數々の原因を擧げなければならぬ。組織が能力を阻むだとしても、銀行制度の組織的改善に併せて銀行業務の實態的改革に俟つもの急なるものがあり、それは資力不足、根基不固、或は營業不定などの弊を矯正すべく、或は自然淘汰により、或は自發改善により、企業形態に對策が講ぜられる角度におけるものも討究しなければならない。更に銀行の健全性缺乏の補整を銀行と産業の密接聯繫に求めるとして、流動資金の疏通のみならず、固定資金の投資銀行による提供、更に資金融通にとどまらず、技術、管理、營業等の工作についても改良を促進し、かくして補助的地位に限局せずして指導的地位において支那銀行の將來の指針たらしめんと要請するものがある。

これ支那の各般の銀行に各々一定の方針と任務を有せしむる所以であり、短期商業預金の一途に競合せし積弊を排除せんとするものであり、かかる傾向において支那銀行をして最短期間内にその組織と業務の調整をなすべしとする。併し乍ら支那銀行が進歩的要素乃至現象を外貌上採用しても内實的には停滯的要素乃至現象を以て阻礙されたのはその由來する所を更に掘下げなくてはならぬものがある。

吳承禧の説述によれば、究局においてその阻礙作用の由つて來る所は二つであり、一は在支外國銀行の統制圏外にあること、二は封建勢力が破壊作用をなすことを擧げてある。⁸⁾ この見解は支那經濟の停滯性を説明せんとするに當りては廣く採られる所であり、これを換言せば一は支那經濟の半植民地性といはれる所、二は支那經濟の半封建性といはれる所に該當する素因に發するものである。この半植民地性と、半封建性とは獨り支那の貨幣金融の側面においてのみならず、支那經濟の停滯性惹起の全面的要因となつてゐるものである。

第一の在支外國銀行が支那の統制圏外にあることは支那に外國系銀行が設置されてゐるものが、形式上には支那國土の支配下にあるべきに實質上には巋然支那の國外に在る立場を指摘したものである。(一)この關係は支那における内外銀行に疏通を缺如せしむることとなり、從てそれは營業上にも大體内外銀行間に相互聯絡を持たないものとならしめたのである。延て(二)消極的には平時にあつて國內金融の壁壘の外にゐるのみならず、恐慌時にあつては、往々機に乗じて攪亂的存在となつて居り、(三)積極的には在支外國系銀行は意識的に金融制度の改進を阻礙し、支那國內金融の統制を破壊したといふ。この外(四)國內政治不安時に際しては支那側銀行預金の外國系銀行への大幅の移向により支那銀行の恐慌對策への困難加重、(五)支那國外爲替の外國系銀行掌握による内國銀行の業務系統の不完整、(六)外國系銀行の紙幣發行權享有による支那紙幣の不統一の如きを擧げ、これ等を總括して、外國系銀行の支那金融市場並に金融機關よりの分離は、その作用上必然に支那銀行制度の統一を阻礙し、且破壊したと見たのである。⁹⁾

外國系銀行の存在が支那の統制圏外にあることより支那側が蒙る銀行制度の不完整は是認し得る所ではある

8) 吳承禧, 中國的銀行, p. 135.

9) 前掲, 中國的銀行, pp. 135—137.

が、その列擧されたる個々の事實については是正の要がある。ここではその一々については省略するが、右列項事項中等しく外國系銀行として取扱へる歐米系銀行と我國の在支銀行とにおいてはその機構において相異するものがあり、又彼我の對支態度はたとひ支那側に外見的の一様性を以て映ずるとしても、その内面的の異質性を解明しなくてはならぬことこれである。¹⁰⁾ 更に外國系銀行の存在が支那側への攪亂的素因を持つと共に支那側がこれに依存的素因を持つ傾向にありしことを指摘しておかなければならぬであらう。

外國勢力乃至外國銀行の支那進出は支那經濟の發達を阻碍したことは大きく考慮されるを要するのであるが、かかる侵蝕を内容的とするならば外形的においては事情を異にして、改善促進に資したるかに見受けられるものさへある。當時、列國進出資本主義の特徴としたる所には進歩的要素乃至現象を伴つたものである。それは支那に一應は近代的色彩を以て色付けんとしたものであつたけれども、支那經濟はこれを消化し咀嚼するだけの働きを營んで居なかつたことに、支那經濟停滯の最大の原因を見出さなくてはならない。

惟ふに支那の政治の脆弱さはその經濟力、その實力をこの目的に副つて推進せしめることが出来なかつたのである。支那の資本吸收力、支那の財貨購買力が列國利權爭奪の對象となり、支那に對する列國の資本主義進出は、進歩的形態の側面を以て扶植されんとしたものにあつても、支那の受容的立場においては實質的に根強く持續されたる封建的要素乃至現象が進歩的なものを利用せしめなかつたのである。支那經濟は半植民地的なる桎梏から脱出し得ざるがためにその苦惱を持續せざるを得なかつたことを知ると共に、支那經濟の停滯的事象の解明には支那の半封建性なる事項を重要視しなければならぬ。¹¹⁾

10) 前掲、中國的銀行, p. 134.

11) 大谷孝太郎, 最近支那經濟要論, pp. 1—6.

この封建性と現行制度との關聯について吳承禧の所説を見れば次の如くである。軍閥の特質は地方割據であり、超經濟的剝奪であると前提する。軍閥は本質上必然に、一つの統一的なる銀行制度を要求しない所以は、銀行制度が眞に統一實現せば、軍閥は地方銀行の獨占を失ふからである。又軍閥は原則上健全なる統制ある銀行制度を需要しないのは、事實かくの如きものを得ば、軍閥は却て紙幣濫發を以てする露骨なる民衆搾取が不能に至るからであるとする。故に國內の銀行業者はかくの如き支離滅裂、群雄割據的局面下にあつては一つの統一的にして健全的なる銀行制度の確立は必然不可能となると述べてゐる。それについて擧げたる二三の注意すべき事項は次の如きものである。封建性の非統一的、排外的なる當然の結果として、第一に各省立銀行に軍閥の對する所は恰も自己金庫の外部存在の如くに取扱つてゐることであり、第二に各私立銀行も亦軍閥の強制借上、割當賦課の如きによりて蹂躪されるること甚しく、第三に軍閥の勢力範圍では準備金なくして任意に紙幣を濫發す。その結果として金融が擾亂され、民衆が危害を蒙るは勿論であり、紙幣の兌換不圓滑、流通阻碍は必然的に伴つた所として、山西の晉鈔（山西票）、山東の軍用票始め數多の實例を擧げ、殊に舊東三省即ち滿洲の紙幣濫發を以て例證してゐるのである。¹²⁾

支那における封建勢力は長い歴史と傳統の下に培養されたものであるからして、世界經濟上封建的色彩が應各國において拂拭されて來た時期にあつても、支那民族全體の生活根底に浸透して、その封建勢力を容易に排除し難かつたことは支那独自の立場において自國の國民經濟發展に自覺する所の實現を難事としたものであつた。たとひ前進的な氛圍氣は醸成されたものがあつたとしても實體は停滯的なるものより以上には出で難かつた

12) 前掲、中國的銀行，pp. 137—140.

のであり、銀行制度の上に進歩的なものが採入れられたとしてもそれは粉黛の假飾であり、現實の容姿とはなり得なかつたのである。

されば支那の銀行制度について吳承禧は次の如く總括したのである。即ち上に健全なる中央銀行なく、下に嚴密なる同業組織なく、外は外國系銀行の牽制と壓迫があり、内は封建勢力の阻礙と破壊があり、この結果、支那の銀行制度は盤上の散沙であり、紊亂して系統を得ずと。¹³⁾

支那の銀行制度を整備せんとするの要請は漸次高まるものがあつた。銀行は百業の樞紐にしてその盛衰進退は國民經濟に形影相伴ふものであり、その措置如何は直接には金融の健全促成に、間接には一般産業の向上刺激に影響するものであるとして銀行機能の重要性は支那獨自の見解として力説の度を高めたものである。併し乍ら支那銀行業の發展は不平衡であつて、業務上に未だ鞏固なる基礎を建設せず、組織上に嚴密なる系統を確保せずとして、この二點のみよりしても、將來の發展における暗礁を形成すとは支那側自體における慨嘆であつたのである。¹⁴⁾

民國二十四年十一月三日の幣制改革に際しての財政部布告の一節に「中央銀行之組織、亦將力求改善、以盡銀行之銀行職務。其一般銀行制度、更須改革健全(下略)」即ち中央銀行の組織も亦力めて改善を求め、以て銀行の銀行たるの職責を盡くさしむ。この一般銀行制度は、更に須らく健全なるに改革し云々と中央銀行の補強、商業銀行より不動産銀行の夫々に及び全面的に銀行制度の調整に關する聲明をなしたものである。¹⁵⁾

爾後の展開はここにその發動點を求め得るのであるが、それにも次の留保を必要とする。それは支那銀行について統制的意向が多分に顯現することにはなつてゐるが、新式銀行に對して舊式銀行は並立的進行をなしたも

13) 前掲、中國的銀行、P. 140.

14) 全國銀行現勢之統計與說明、P. 59.

15) 參照、民國二十四年十一月三日財政部布告及孔財長發表宣言。

であること、更に外國系銀行の存在は別途に存してここに鼎立關係における進展となつたことである。

三 中央銀行の強化

中央銀行の強化については民國二十四年五月二十三日中央銀行法が公布され特權業務についての強化策が講ぜられた。¹⁶⁾ この種中央銀行に關する建議乃至法規の存するものは數々擧げ得られる所であるが、その運営の實績は極めて乏しきものであつた。然るにこの二十四年春の金融統制に當つては、中央銀行は、中國、交通銀行と共に聯繫して支那金融支配の實權掌握に拍車をかけたものであつた。同年十一月三日新貨幣政策につきて財政部布告の發せられるや、中央銀行の組織改善による「銀行之銀行」なる職務遂行を強調する所があつたことは既述の如くであるが、財政部長聲明にも次の如く語つてある。

孔財長發表宣言

(前略) 現爲國有之中央銀行、將來應行改組爲中央準備銀行、其主要資本應由各銀行及公衆供給、俾成爲超然機關、而克以全力保持全國貨幣之穩定。中央準備銀行應保管各銀行之準備金、經理國庫並收存一切公共資金、且供給各銀行以再貼現之便利。中央準備銀行並不經營普通商業銀行之業務、惟於二年後享有發行專權。(後略)

現在國有たる「中央銀行」は、將來は改組を行ひて「中央準備銀行」となすべしとし、その主要資本は各銀行及び一般公衆よりの供給とし、その存在は超然機關たらしめ、全力を以て全國貨幣の安定を保持せしむと明言したのである。かくて中央銀行の中央準備銀行への改組は二年後の民國二十六年末頃には斷行される筈のものとなつてゐた。爾後の經過について見れば、二十五年二月四日「改組中央銀行法案」が孔財政部長より行政院に提

16) 第十七條乃至第二十四條。
17) 前掲，改革幣制要覽，P. 7.

出、通過となつてゐる。

右の改組中央銀行法案にあつては修正の主要項目は次の如きものであつた。

一、資本 資本總額は従來通りの一億元であるが先きに國庫支出により充當すべかりしものを株式組織¹⁸⁾として左の如き出資に俟つ。甲、乙、丙、丁の四類とし、甲類四十萬株は國民政府の出資、乙類五萬株は各省市政府の出資とし、丙類三十五萬株は支那の銀鑄業經營の法人が出資し、丁類はその殘額たる二十萬株で支那一般民間の出資といふこととした。¹⁹⁾

二、組織 理事會は銀行法にあつては民間株募集に際しての別途規定の餘地を存するも國民政府より理事十一名乃至十五名の特派に俟つものであるから修正案にあつては理事會は理事十七名を以て組織し、國民政府より九名を特派し、株主總會より八名(百株以上の株主中より)を選擧す。尙修正案には常務理事については若干の緩和を認め政府側は四名、その他三名である。²⁰⁾ 監事會は現行法にあつては國民政府より監事七名の特派を建前とするものである。修正案は監事九名を以て組織し、國民政府より四名を特派し、株主總會より五名(百株以上の株主中より)を選擧す。²¹⁾ 株主總會については修正案の要旨に特に第七章として當該關係規定を設く。²²⁾

これ等修正の趣旨は資本構成においては民間株の協力によりて中央銀行の基礎を強化し、組織内容においては同行の地位に獨自性を加重し、政治的重壓を回避せしめんとしたるものである。特權の確保は固より業務規定の内容を明確にして金融中樞としての存在へ改組強化をなさんとするものであつた。

併し乍ら強化の意圖は右の程度の修正において達成されるやば役員會の規定についても政府特派の多數制に期待を弱めるものであつた。殊に形式的な修正により内容的な強化を擧げ得るやについては過去の支那政府系銀行における權力濫用が懷疑を一掃せしめざるものであつた。²³⁾

民國二十六年(一九三七年)三月二十四日に中政會を通過した「改組中央銀行法案」は立法院の審議に回附され

18) 民間株募集の餘地につきては中央銀行法第七條の規定がある。

19) 參照、中央銀行法、第六條、第七條、修正中央銀行法草案第八條一第十五條。

20) 參照、中央銀行法、第八條、第九條、第十一條、第十二條、修正中央銀行

短期内に立法手續を完成せんとする運びに至つたが、この時期に右に關する名稱上の修正が行はれた。既に中政會の法制、財政、經濟三専門委員會における審査に當つて中央銀行法案は「中央準備銀行法草案」を原案標題としたものであつたが、該案が中政會通過の節該行の名稱を「中央儲備銀行」に改稱されてゐる。²¹⁾これは孔祥熙財政部長の主張にかかつたものなる由であるが、従つて法案名稱も「中央儲備銀行法草案」に修改されたことは若干掲出した所である。

中央儲備銀行法草案の要旨は同行の立場を超然機關たらしむるを強化するにあつたことは勿論である。従て

- (一) 資本構成については、原案の一億元が五千萬元に減額されてゐるが、これが理由とするところは同行の職責は金融の調整と貨幣の安定にあり、以て「銀行之銀行」の職務を盡さしむるにあつて、營利を以て目的となすものでないとする。蓋し資本過多なれば官息股利たる利息配當の類が増加し、却て同行の負擔を加重せしめ、且同行の收受する法定貯金も巨額に達するに²²⁾より、運用自在なるものに因るといふ。同行の資本は二種に分たれ、官股たる政府引受が百分の四十であり、商股たる民間應募が百分の六十である。資本金五千萬元を五十萬株とするから官股は二十萬株であつて國民政府の引受購入であり、商股は半數即ち十五萬株は支那の銀錢業經營の法人の引受購入であり、残り半數即ち十五萬株が一般民間の出資に俟つものとする。
- (二) 組織については、理事會につきては先の修正草案の十七名が十一名となつて、政府側を五名とし、残り六名は銀行側三名、一般株主側三名とし理事會構成の不均衡を補正した。監事會につきては修正案の七名が六名となり、政府側を四名とし残り二名を銀行側一般株主側の選出とす。尙總裁は專任にして、後掲の如く兼職するを得ずとしたるものの如くである。²³⁾
- (三) 特權としては法幣及關金券を發行するの唯一なる特權を享有せしむるものとするが、發行額及び準備額を須く完全公開とし以て法幣信用の保障とす。

右の如きに要旨を置き金融中樞機關としての立場を確保せしめんとしたものであるが、此の外左の要點が傳へられてゐる。

法草案，第二十六條—第三十一條。

21) 參照，中央銀行法，第十條，第十三條，修正中央銀行法草案，第三十二條—第三十六條。

22) 參照，修正中央銀行草案，第四十二條—第四十八條。

- (一) 中央儲備銀行は總行を首都(即ち南京)に置く。但し本法施行後五年間は暫時上海に設くるを得。
- (二) 總裁一名副總裁一名を置く。理事會が理事中よりそれぞれ二名を推定し、株主總會の選舉を経て國民政府の認可を申請して任命す。任期は五年とす。總裁、副總裁は中央又は地方官吏或は金融業の職務を兼任するを得ず。
- (三) 理事會は既に分行設置の金融上重要地點に、諮詢委員會を臨機に設くるを得。諮詢委員會は該地金融情形及採用すべき業務方針を隨時理事會に報告すべし。
- (四) 同行は中央儲備銀行法公布施行後四年以内に國內に於ける發行認可されたる各銀行兌換券を全部回收し、以て同行の法幣を以て之に代へるものとす。²⁷⁾ 因みに同行の發行準備は三割五分となつてゐるから前制の修正草案の六割に比し減額されてゐるが準備内容への考慮を拂ひて補強したるものありと云ふ。²⁸⁾

この中央儲備銀行法案は民國二十六年六月二十五日立法院秘密會議を通過して居り、新銀行として幣制改革時の聲明に従つてその二年後たる二十六年十一月初に出現するのではないかとの情勢にまで到達した。²⁹⁾ 然るに中央儲備銀行は結局實現を見なかつたが、現行の中央銀行を中心としての國民政府系銀行による銀行券發行の統歸策は幣制改革の前後の比較においては刮目せしむべきものがあつたことは周知の如くである。

中央銀行を中樞とする發券事項に就ては國民政府は民國十七年(一九二八年)十一月中央銀行兌換券章程を公布して中央銀行兌換券發行にて重要視の現れを示す所があつたが、この中央銀行に課せられた任務は未解決のまま持越されたものであり、發行券集中は重要な課題となつてゐたものである。³⁰⁾ 之に伴ふ準備の公開、準備の集中³¹⁾に就ても現存の中央銀行創設の頃より法規上には劃期的なる用語が使用されたのであるが、従前に於ては之が實績を發揚し得ざる所であつた。中央銀行による銀行券發行權の獨占、準備の中央集中並に國庫及び國營事業の金錢出納の經理の如き特權を享有したる法規は備はれるもこれが實態を伴はざるため、列國の有する近代中央銀行的

23) 宮下忠雄、支那幣制論、P. 67. 東洋協會、支那幣制改革の回顧、P. 51.

24) 中央儲備銀行の簡稱としては中央銀行を使用することとなつてゐた。

25) 民國二十五年八月一日孔祥熙財政部長財政報告書、中通資料、幣制改革後の支那財政、P. 35.

存在は實現し得なかつた。併し乍らこの種の統歸策は爾後に於て補強添加されたるものを見るを得るのである。

民國二十一年（一九三二年）の銀行兌換券發行税法³³⁾の施行が發券銀行に對する牽制たらしめ得べきものとせば、民國二十四年（一九三五年）の中央銀行の兌換券に對する兌換券發行税の免除は中央銀行の兌換券發行についての推進的措置といふを得るのである。この種の積極的工作としては中央銀行はその創設の當初より同行券をして支那紙幣の分區發行制なる地域的制約から脱却せしむることとし、同行券を一律兌換とし、區域を分たずに全國一律通用とする如き態度に出で³⁴⁾同行券の流通面を擴大すると共に發行數額の促進に資せしめたものではあつたが、ここに民國二十四年春の金融統制、更に同年十一月三日の新貨幣政策の實施は中央、中國、交通銀行の兌換券發行額を累進せしむる契機となつたものである。

四 中國農民銀行の刷新

幣制改革實施後の國民政府の法幣政策は金融統制と並行して進展して行つたものであることは勿論であるが、この角度の進展に關しては中國農民銀行の發行券について觸れて置かなくてはならない。

中國農民銀行は民國二十二年（一九三三年）四月一日漢口に誕生し、公稱資本一千萬元（當初の拂込二百五十萬元）なりし官商合辦の特許銀行であつた。豫（湖南）、鄂（湖北）、皖（安徽）、贛（江西）四省農民銀行と稱し、³⁵⁾豫・鄂・皖三省剿匪總司令部の特許によりたる農業銀行であつて、四省を流通區域としたる紙幣發行權を享有してゐたものであつた。この四省農民銀行が國民政府より特許されたる農業銀行となり中國農民銀行なる名稱となりたるは民國

26) 中央銀行章程，第四章，第十三條。
27) 中央儲備銀行法草案內容，銀行週報，第二十一卷第十三期
國內要聞，P. 7~8. 前掲，支那貨幣制度論，PP. 69~70.

二十四年（一九三五年）六月四日國民政府公布の中國農民銀行條例によるのである。

中國農民銀行條例第一條によれば「中國農民銀行經國民政府之特許、爲供給農民資金、復興農村經濟、促進農業生產之改良進步、依照股份有限公司之組織設立之」とあり、農民資金の供給、農村經濟の復興、農業生產の改良進步を促進すべき設立理由を有するものである。

同行の資本構成は資本總額を一千萬元とし、十萬株に分ち、二萬五千株は財政部の引受であり、其餘を各省市政府並に一般民間の出資に俟つものとしてゐる。因みに民國二十四年末の拂込總額は七百二十萬元であつたといふ。³⁷⁾ 同行の營業範圍は設立理由に徴して自ら特殊業務に従事するものなるは明らかであるが、特權として兌換券と農業債券の發行權が賦與されて居り、³⁹⁾ その發行兌換券は從來の四省內を流通區域としたるものよりも流通圏を擴張したのである。

更に二十五年一月二十日よりは中央、中國、交通三發行銀行と共に法幣發行銀行たるに至つた。⁴⁰⁾ 元來二十四年十一月の幣制改革は法幣の發行を中央、中國、交通の三銀行に限定し、其他發券銀行の發行券は既發高を限度として發券停止となり、既發分は漸次回収せられ、發行準備金は發行準備管理委員會に移管されることを建前としたものであつた。然るに二十五年に至り中國農民銀行は五千萬元の土地抵當貸付並に農村貸付を行ふを條件として一億元を限りこの紙幣發行權を得て、中、中、交の三銀行の發行權と同様に法貨たるを得たのである。中國農民銀行はその設立に軍事委員會を背景としたるものであり、それに緣由して紙幣の増發傾向にあり、然も本來の使命とすべき農村貸付の不圓滑等傳えられ、降つて同年二月二十二日には財政部は中國農民銀行に對して、發券規

28) 修正草案、第二十一條。

29) 參照、前掲幣制改革後の支那財政、PP. 3~4, P. 35.

30) 中央銀行條例、第五條第一項、第十三條、中央銀行兌換券章程、第六條。

31) 中央銀行兌換券章程、第六條。 32) 中央銀行條例、第十四條。

定の遵守と農村貸付の督促を内容とした通告文を發したのであるが、この財政部令により、中國農民銀行發行券については發行準備管理委員においてその發行準備金の保管、發行額及び準備金額の検査公告を行ふこと、而して發行區域は、農業重要地方及び邊境の省區に重きを置くこととなつた。³³⁾

中國農民銀行の法幣發行銀行としての参加は形式的には發行券の統歸策に逆行するものであり、幣制改革の建前においては大きな修正であつた。然も爾後の中國農民銀行の發券事情は一般の疑惑を蒙り、幣制の前途に暗影さへ投じたものであり、二十五年二月の財政部の通告文の如きが發せられた程である。中國農民銀行は右通告により同行の許可せられたる特別紙幣發行額一億元の超過額についてこれが彌達策として三千萬元補助紙幣増加發行認可を繞る見解の相違が露呈されたものであつた。かかる中國農民銀行を法幣發行銀行として包攝したることは支那の農業金融の重大性に本づくものであると見ても同行の農業銀行としての機能は發揮に缺くる所ありしは既述の如くである。されば同行の背景とする紙幣増發の續く限り、又この軍事的立場が強力なる限り、貨幣金融統制上に疑問視されたものである。中國農民銀行は發券銀行としては如上の疑惑を受け、農業銀行としては積極性を缺いでゐるが、國民政府としては政府系銀行として四銀行を以て絶對的に發行額を掌中に收めんとする所以を求めむるとせば中國農民銀行については次の觀點に注視を要するものがあるかと思はれる。即ち各省市立銀行の發行券回收について中國農民銀行の新紙幣を以てする分野これであつて、當時既に浙江省銀行の發行券はこの方法による回收であつたといはれる。³⁴⁾併し乍ら支那の貨幣金融統制への要請は平常時の見地において果されんとするものにとどまらず、事態は既に非常時經濟體制の編成に驀進しつつあつたのであり、既に問題の重點はここまで引

33) 民國二十年八月一日國民政府公布，二十一年十月二十九日修正公布。
34) 中央銀行法，第二十一條。
35) 中央銀行法，第十九條。
36) 四省農民銀行と略稱した。
37) 中國農民銀行條例，條二條。
38) 中國農民銀行條例，第六條～第十條。

上げられなければならないのである。

五 省市立銀行及農工銀行の補強

中國農民銀行の法幣發行銀行としての參加に新幣制上の補強工作を見る立場において各省市立銀行の兌換券發行の統一の役割に觸れる所があつたが、此の種の動向における先驅的のものとしては更に遡るべき必要がある。財政部は各省の兌換券發行を統一すべく、各省又は地方銀行の大額銀行券即ち一元及び一元以上の兌換券の發行權を取消したものであつた。これが暫行的措置として取上げられたものが民國二十四年三月頒布の「設立省銀行或地方銀行及領用或發行兌換券暫行辦法」である。本辦法は第一條「省銀行或地方銀行之設立應依法呈請財政部核准註冊」として省銀行或は地方銀行の設立は法によるを要し、財政部の認可登記を申請すべきものとすると共に發行券統歸に伴ふ過渡的辦法を内容としたものであつて、領用制を規定すると共に輔幣券については農村金融調劑の見地より暫定的にその發行を許可したものである。⁴¹⁾

元來省市立銀行は各該省市の金庫を經理し、各該省市の財政金融を彫劑するに最も便利なる方法として省市銀行の設立が行はれたものであつた。この種銀行の紙幣發行につきてはその積弊に鑑みこれが矯正に乗出したものであつたが、省市立銀行そのものは進展の跡を印してゐる。蓋し社會經濟上の關聯において内地資金を内地利用するに有利性を要因とするからであつた。即ち省市立銀行分行の推廣が果して社會經濟的發展による建設によるとするにおいては、中央銀行乃至特殊銀行の補助となるのみならず、該省市の經濟建設に有利とするところであつ

39) 中國農民銀行條例，第十一條～第十二條。

40) 二月七日ともいふ。東洋協會，支那幣制改革の回顧，P. 53.

41) 日本銀行調査局，海外經濟叢報，昭和十二年三月，PP. 250～254.

42) 前掲，支那幣制改革の回顧，PP. 53～54.

たが、中央銀行乃至特殊銀行が財政上の重壓を受け勝を支那にあつては、省市立銀行が此の種の宿弊より全然脱し得るかは疑惑のかかる所であつた。事變前後の省市立銀行は擴大されたのであるが、これについては二つの方面が指摘されてゐる。事變発生後未だ戦闘地區とならざる省域の地位が戦前に比較して重要性を増加したること即ち社會經濟機構が變轉し、省市立銀行が環境即應のために當該省域における能力を増強せざるを得ざるに至つたに因るものである。他はこれに關聯した表裏の事情であるが、事變発生後、金融緊縮し、然も商業儲蓄銀行は資金保全のために貸付を緊縮し、或は遂に分支行を撤廢するに至つたのであり、中央銀行乃至特殊銀行はその力量の及ばざる所があり、ここにおいて省市立銀行の金融救済に支持を仰がざるを得ざるに至つたものである。この二原因の結果として省市立銀行の分支行處の擴張が行はれたといふが、同時に戦争の立場から見ても、尙一個の重要原因とされるものは民間の金銀を收用して以て戦時對外購賣力の用途に供することのためにも、中央銀行乃至特殊銀行の分支行を設立する必要なき地域にあつては省市立銀行の協力に俟つの必要から、この種銀行の増設をなさしめし原因が取上げられる。⁴³⁾

省市立銀行としての新設は二十六年四月康定に設立、八月開業の西康省銀行（資本二十五萬元）⁴⁴⁾があり、省市立銀行としての業務擴張は二十六年七月桂林を本行とする廣西銀行の儲蓄部、二十七年四月廣州を本據とする廣東省銀行の農貸部、同年八月福州を本據とする福建省銀行の農貸部の擴張がある。尙二十七年一月廣東省銀行は絲業銀行と、同年二月廣東實業銀行と合併した（資本一千五百萬元）。これ過去における銀行合併が通商埠地商業儲蓄銀行のそれにおいて行はれる傾向なりしものが、戦時にありての省銀行のそれにおいての傾向へ移行せしものの例證

43) 設立省銀行或地方銀行及領用或發行兌換券暫行辦法。第二條～第九條。

44) 同法。第九條～第十二條。

44) 盛慕傑，戰時中國銀行業動態，財政評論，第一卷第一號，P. 170, P. 178, P. 186.

とされたる所である。⁴⁷⁾

農工銀行の推移についても注目しなければならぬ現象がある。農工銀行の支那銀行に占むる地位は總行の比率においては商業儲蓄銀行につき第二位となつてゐるのは民國二十二年以來の農村復興についての措置が農民銀行の創設を刺激したと説明される所に符合する。これが代表的存在としては中國農民銀行であり、これに關しては既述したところであるが、新設としては二十六年一月桂林に廣西農民銀行（資本三百萬元）が設置されてゐる。廣西農民銀行は廣西銀行農村經濟部を改組したものであるが、改組の理由は省銀行の業務が商工業貸付に偏重して農業方面に對しては資力不足なりしにより、農民銀行を設立して農村經濟と農民生産にその使命を發揚せしめんとしたものであつた。⁴⁸⁾ 戦時下支那の銀行にあつては省市立銀行の役割に一瞥した所は農工銀行との關聯において更に明確となるのであり、新設傾向においても合併傾向においても重點は商業儲蓄銀行よりこの種の銀行に移行してゐることを知る。⁴⁹⁾

農工銀行との關聯において更に留意しなければならぬのは農本局の設置についてである。農業國策の強調の下に民國二十五年（一九三六年）六月十五日農本局組織章程を公布してゐるのであつて、これと農民銀行との共同工作をなさしめんとしたのである。⁵⁰⁾ 尙農本局それ自體の構成における缺陷も指摘されるのではあるが、ここでは省略する。⁵¹⁾

六 商業儲蓄銀行の改廢

46) 前掲、財政評論、第一卷第一號、P. 178. 西康省銀行は西康省建設委員會の設置にかゝる。創設の動機は同會西康金融調整案によるものであり、同省唯一にして最初の金融機關であり、同省社會經濟の發展上意義甚だ深きものとする。

支那の銀行は概して資本が小額である。元來銀行の設立には投機的原因が多分に作用してゐるものであるから、支那銀行の發展策を分工合作に正途を求めんとせば必然資本不足、基礎脆弱、營業不定なるものについてはこれが改廢の要に迫られる譯であつた。殊に新通貨政策實施後は群小銀行の介在の餘地を狭小ならしめたものであるから弱小銀行の整理に拍車かけられた譯である。従て幣制改革後の支那銀行の設立數字は急落過程を示したものであるが、とりわけ特殊使命を持たざる一般銀行においてはその傾向が強く顯れてゐる。僅かに民國二十六年二月長沙に設立されたる大懋商業銀行（資本五十萬元）があり、同年九月に重慶に設置の川康平民銀行（資本三百萬元）があり、二十七年一月に重慶に和成銀行（資本六十萬元）が創設されてゐる。就中、川康平民銀行は川康殖業、重慶平民、四川商業銀行の改組聯合である。⁵²⁾

次に業務擴張においてみれば、二十六年一月四行儲蓄會（信託部一百萬元）、同年同月江蘇銀行（信託部二十萬元）、同年七月四明銀行（信託部五十萬元）、同年同月中國銀行（信託部五十萬元）、同年同月中南銀行（信託部五十萬元）の何れもが信託部の擴張を行つてゐるが、信託部の設立は複雑なる社會經濟機構に適應するためのものであり、社會經濟の情勢即應の產物とするのである。⁵³⁾ 就中四明銀行、中國實業銀行は中國通商銀行と共に二十六年二月改組増資されて出資に財政部が大多數の持株割合を以て進出する所となり、ここにも舊國民政府の金融支配の増強が加へられてゐる。⁵⁴⁾

營業合併のものとしては前掲の二十六年九月川康平民商業銀行があり、それより少し早く、二十五年十一月に中滙銀行と江浙銀行とが合併してゐるものもあるが、概して未だ積極的なる進展を示してゐないやうである。⁵⁵⁾ 事

47) 前掲, 財政評論, 第一卷第一期, P. 177~179.
 48) 前掲, 財政評論, 第一卷第一期, P. 178.
 49) 前掲, 財政評論, 第一卷第一期, P. 179.
 50) 前掲, 財政評論, 第一卷第一期, P. 190.

變前と事變後ではこの種傾向の濃淡については既述の如きものがあり、商業儲蓄銀行の合併は減り、然も停業或は清算に入れる銀行は數字は僅少ではあるがこの種銀行のみにかかれるものの如くである。⁵¹⁾

元來銀行業務の充實、發展の爲に合併乃至聯合による方途がとられるのであり、その目的に副ふて合併乃至聯合によるものの外、増資可能なるものは獨自に増資の途に出るは當然の傾向である。併し乍ら増資を單獨に實行し得たるは甚だ少きものの如く戦前の増資銀行としては中國通商、中國實業、四明銀行(何れも増資後四百萬元)、別途に聚興誠(増資後二百萬元)、四川美豐(増資後三百萬元)、江海銀行(増資後百五十萬元)となつてゐるが、前者三行は既述の如く政府資本の参加であり、民國二十六年二月二十七日の財政部の進出による改組増資であり、後者三行は臨時株主總會の決議による資本増加である。尙事變後においては、四川省銀行の増資が傳はつてゐるが、その増資額不詳である。⁵⁷⁾

商業儲蓄銀行の發展は農工銀行及び專業銀行の發展と同じく、大概はその總行を上海に持つものであつて、資本雄厚の數行において發展を見てゐるものであるといふ。⁵⁸⁾ここに同列に掲げられたる農工銀行については疑義があるが一應このまま取扱ふとしても次の點を直ちに併立して考へなくてはならない。

七 重點の移行

新貨幣政策實施後更に事變に入りて以降は支那の銀行を繞つての改革の趨勢は如上の推移においても觸知することが出來たが、これが詳細は他日具體的經過記録によつて補ふこととしたい。ここではこれ等の變轉について

51) 日本銀行調査局, 海外經濟叢報, 昭和十一年十月號, PP. 1072~1080.
52) 前掲, 財政評論, 第一期第一號, PP. 177~178.
53) 前掲, 財政評論, 第一期第一號, P. 178.
54) 前掲, 財政評論, 第一期第一號, P. 187.

その重點の移行を先づ見るに次の順位を一應参照することが出来る。

事變直前の大勢は總行數字からは商業儲蓄銀行が第一位であり、農工銀行が第二位、省市立銀行が第三位となつて居り、分行數字からは中央及特許銀行が第一位であり、次位は商業儲蓄銀行乃至省市立銀行が前後した數字を持つてゐる。これは中央銀行及特許銀行並に省市立銀行の聯繫を國家貨幣金融政策上一體性においての遂行を可能とするにおいては、その發展状態は大きく留意されるべきものであり、商業儲蓄銀行には頽勢が顯れてゐるわけである。ただこの數字においては未だ農工銀行の部類が顯著な歩みを示してゐないのであつて、この種銀行の増加の必要が力説されたる所以である。⁵⁵⁾

これを事變後における支那銀行業の分支行増設概況に徴すれば次の如きものとなる。類別によれば中央及特許銀行、省市立銀行、商業儲蓄銀行が夫々増設上の優位性を示してゐるが、前二者は戰時經濟を建前としたことは當該行の分支行網擴張を地域的に反映する所であり、分布地域は西南各省に轉向せるものの如くである。⁵⁶⁾

以上は要するに中央及特許銀行とこれが補助的存立たらしめんとする省市立銀行の擴張、農工銀行の將來の發展を期しつつ、その重點地域は奥地となりつつあることを語るのである。然も金融重點の奥地移轉は必然の要求とする所である。その見方は上海重點を採ることは「正に列強資本主義に支那において一つの高速度なる發展根據地を給するものである。買辦階級の手を通して、支那社會經濟の宿弊を加重し、支那社會經濟の半殖民地性を増大することとなり、一切を列強資本主義の隸屬とせしむる」とする。従て「支那銀行業が急速に奥地に向つて發展すべきものであつて、以て支那の國家經濟主義的社會經濟の發展を促進し、列強の資本主義的桎梏を離脱

55) 全國銀行現勢之統計與說明, PP. 59~60.
56) 全前揭, 財政評論, 第一期第一號, P. 179.
57) 全前揭, 財政評論, 第一期第一號, P. 182.
58) 全前揭, 財政評論, 第一期第一號, P. 186.

し、支那經濟の半植民地的性質を改革する。この原則に基いて、上海作戦に在ると否とに論なく、支那經濟の心臟は奥地に安置さるべきものであり、一步を進めていへば、支那金融の重心の奥地移轉は實にその必然性を有す」と結んでゐる。¹⁾

この奥地移轉は支那銀行業が列強資本主義的桎梏を離脱し國家經濟主義的觀點においての論述なりとするも、事實上その奥地移轉が支那の半植民地性を克服し得るものなりしやは頗る疑惑視される所である。何故ならば意圖においては支那の國家的見地の表明なりとしても事實において遂行上の能否があり、又經過において現れた所は到底歐米の羈絆を脱却し得たものではなく、準戦時體制乃至戦時體制編成への焦慮は遂にこれとの結合を加速度的ならしめた向さへあるからである。

元來支那の銀行は中央乃至特許銀行を始めとして普通商業銀行は固より儲蓄銀行、工業銀行、農業銀行、爲替銀行、更に不動産抵當銀行等に亘つて専門的名稱が劃されたものがあつたが、その經營の實態は不透明であり、銀行制度としては甚だ不鮮明なるものであつた。それ等はその實質について考察するならば大體において商業銀行の性質のものとして持續されたるを齊しく指摘してゐるのである。⁶²⁾ 従つてこれ等についての機構上の嚴格なる適正化の要請も既にかかつてゐるのであつたが、未だ實績明確なるを得ずに推移して來た。民國二十四年末以降國家經濟主義的見地の強調の下に國家貨幣金融政策の遂行を建前として、中央及特許銀行の存在は補強されて來たものであり、事變以後においても既述の如き過程に展開しつつあり、特殊銀行への考慮も重要視された。然るに商業儲蓄銀行の存在は商埠地の當該銀行は既に列強資本主義に從屬すとし、これ等銀行の支配下に奥地銀行の存

59) 前掲, 財政評論, 第一期第一號, PP. 170~171.
 60) 前掲, 財政評論, 第一期第一號, PP. 163~185, P. 178, P. 182.
 61) 前掲, 財政評論, 第一期第一號, PP. 174~175, P. 177, P. 182.7
 62) 前掲, 財政評論, 第一期第一號, P. 170, 吳承禧, 中國的銀行, P. 131, 前

在を看取したる立場にあつては、この種銀行の擴大は當然に支那の社會經濟に不利なりとする。⁶⁴⁾ 併し乍らこれが立場を相異する商業儲蓄銀行についての觀察も一考して置かなくてはならぬ。

この種銀行を代表して上海の商業儲蓄銀行について陳光甫のいへる所は大通商都市にあつては外國銀行と比肩する能力なく、次位の商埠地では中國、交通銀行の如き特許銀行と比肩す能はず、ただ奥地に入つて分行を開設したのであり、然も奥地では軍政上の強制借款の事を生じ、償還、回收を不能とするものであつたと。⁶⁵⁾ 大通商都市よりの金融重點の移行は支那側によれば國民經濟建設のための必然性により生起すと見たる所であり、上海作戦の如何を別としても早晚この傾向における金融上の措置が行はれたと見るならば、不可避的に奥地移行の趨勢に商業儲蓄銀行も歩を一樣としたるものとなり得たであらうか。果して然らば奥地の國家經濟的見地に基く金融調劑はこれ等銀行の窮狀を救済し得べく、次位の商埠地における特殊銀行の重壓も矯正され得べきである。而して大通商都市における外國銀行と支那銀行との關聯如何に歸着點を求めて見る。

支那銀行業の進展は幣制改革後の趨勢としての中央及特許銀行の發展、商業儲蓄銀行の後退的現象に併せて農工銀行の推進に拍車かけることにより列強資本主義的牽制より脱却しつつあるものと見てゐたのであつたが、⁶⁶⁾ 列強資本主義の支那への浸透はいふが如くに簡略、皮相なものではなかつた。外國勢力は支那の幣制混亂期に際してはその勢力介入の條件下に非ざれば、これが改革乃至改善には協調しなかつたのであり、紊亂せるままに乘じて支配力を扶植し、これが革新斷行に際してはその後盾となつてゐる。外國勢力の對支金融支配には性格上の變質が生じたものではなく、その對象に副ひたる臨機の措置として終始したものであつたが、然るに支那側として

揭、支那幣制改革の回顧，PP. 51~52. Bas-Seing Liao : Die Bedeutung des Silberproblems, 1939, SS. 126~127.

63) 銀行法(民國二十年二月二十八日立法院通過，三月二十八日國民政府公布，未定施行期日)第五十條。

64) 前掲，財政評論，第一期第一號，P. 169, P. 171.

65) 陳光甫，戰時停止後銀行界之新使命，銀行週報，第十六卷第十三號，P. 5.

は先きに外國勢力の金融支配の進出を自國統制上の支障要因と見たるものより、これを協力的存在として受入れたものとさへなつた。

對外的には外國勢力と支那銀行との摩擦面が緩和され、對内的には中央及特許銀行の中樞的重点を強化したとしても、この結成には非常時編成としての對外的讓歩と對内的強行が伴つてゐる。そこには機構上の間隙があり、民間金融の側面には自衛的なる方策も講じられて來たのである。支那中央及特許銀行を繞る統制強化についての進展、これが補助的機構の擴大を更に検討すると共に、支那在來の金融機關の動向との關聯を追及しなければならぬものが多分に残つてゐるわけである。⁶⁷⁾

前掲、中國的銀行、PP.137~138.

66) 前掲經濟評論、第一期第一號、P.171.

67) 李文杰、中國銀行法之研究、經濟研究月刊、第一卷第七期、支那新式銀行について銀行法の要請がかかるものがあると共に、舊式銀行については錢莊法の備えを必要視される程に在來の金融機關の存在は明確なるものがある。